神 校 審 第 ２ 号
２０２６年１０月 ２ 日

神 戸 市 教 育 委 員 会
教育長　　福本　靖　様

神戸市校区調整審議会
会長　　尾﨑　公子

**2026年度小・中学校の校区の調整について（答申）**

2026年度小・中学校の校区の調整について、慎重に審議した結果、原案のとおり異議ない旨、答申します。

答申内容は、下記のとおりです。

記

１　北区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

桜の宮中学校・大原中学校

（２）調整内容

桜の宮中学校校区について、大原中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する。

（３）実施期間

2027年４月１日から2028年３月31日

（４）対象者

対象地区の１・２年の生徒

２　須磨区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

須磨北中学校・白川台中学校

（２）調整内容

須磨北中学校校区のうち、白川台３・４・６丁目について、白川台中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する。

（３）実施期間

2027年４月１日から指定学校の変更を認める地区の指定を解除するまでの間

（４）対象者

対象地区の全学年の生徒

３　垂水区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

東舞子小学校・千代が丘小学校・舞子小学校・歌敷山中学校・舞子中学校

（２）調整内容

東舞子小学校校区のうち、星陵台１～４丁目について、千代が丘小学校への指定学校の変更を認める地区に、舞子台８丁目について、舞子小学校・舞子中学校への指定学校の変更を認める地区に、それぞれ指定する。

（３）実施時期

2027年４月１日から指定学校の変更を認める地区の指定を解除するまでの間

（４）対象者

対象地区の全学年の児童生徒